

チャレンジオフィス事業について

■ 背景

平成 25 年 6 月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正されたことにより、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えるとともに段階的に引き上げられるなど、地方公共団体においては、障害者雇用の促進が求められている。

また、昨年度、国や他の地方自治体における、障害者雇用率の不適切な算入の問題を契機にさらに法改正され、障害者活躍推進計画の策定と公表を義務づけられるなど、より一層の雇用促進が求められるとともに、障害者の活躍の場の拡大を図る必要がある。

■ 現 状（令和元年 6 月 1 日現在）

法定雇用率	2.5%
実雇用率	2.71%
実雇用数（職員数）	89 人

障害者活躍
推進計画

■ チャレンジオフィス事業

■ 目 的

- ・ 障害者雇用率の向上
- ・ 障害者の就労の場の拡充
- ・ 障害者の能力開発支援、雇用定着支援
- ・ 各所属の理解促進（合理的配慮）

